○政治資金適正化委員会告示第三十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人の登録を抹消した者を次のとおり公告する。

平成二十三年六月八日

政治資金適正化委員会委員長　上田　廣一

登録番号	氏名	抹消年月日	抹消事由
一二九六	瓦葺　隆彦	二三、一四	政治資金規正法第十九条の二十三第一項第一号
一一四〇	能澤　寛一	二三、一六	政治資金規正法第十九条の二十三第一項第一号
一〇八三	多田　実	二三、五、九	本人からの申請
二七六八	廣橋　由樹	二三、五、一一	本人からの申請

○法務省告示第二百九十四号

戸籍法第百十八条第一項の規定により、次の村長を電子情報処理組織によって戸籍事務を取り扱う市区町村長に指定する。

この指定は、平成二十三年六月二十五日から効力を生ずる。

平成二十三年六月八日

法務大臣　江田　五月

青森県下北郡風間浦村長

○法務省告示第二百九十五号

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第百五十一号）第十三条第一項の規定に基づき、認証紛争解決事業者の名称の変更の届出があったので、同条第二項の規定に基づき、公示する。

平成二十三年六月八日

法務大臣　江田　五月

変更前の名称	財団法人自動車製造物責任相談センター
変更後の名称	公益財団法人自動車製造物責任相談センター
変更年月日	平成二十三年四月一日

○財務省告示第百八十五号

政府資金調達事務取扱規則（平成十一年大蔵省令第六号）第五条第十一項の規定に基づき、平成二十三年五月九日に発行した政府短期証券の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十三年六月八日

財務大臣　野田　佳彦

一　名称及び記号	国庫短期証券（第百九十回）
二　発行の根拠法律及びその条項	財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第七条第一項、財政融資資金法（昭和二十六年法律第百号）第九条第一項並びに特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第八十三条第一項、第九十四条第二項、第九十五条第一項、第百三十六条第一項及び第百三十七条第一項
三　振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
四　発行方法	価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行」という。）
五　募入決定の方法	各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。 イ　価格競争入札発行　各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。 ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。
六　発行額	イ　価格競争入札発行　額面金額で四兆五千三十四億円 ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　額面金額で三千三百五億円
七　払込金額	イ　価格競争入札発行　四兆五千二十二億三千三百七十六万六千円 ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　三千三百四億千四百四十万五百円
八　最低額面金額	千万円
九　振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
十　発行日	平成二十三年五月九日
十一　発行価格	イ　価格競争入札発行　額面金額百円につき九十九円九十七銭四厘以上のそれぞれの応募価格 ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　額面金額百円につき九十九円九十七銭四厘一毛
十二　償還期限	平成二十三年八月八日 ただし、償還期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に償還金を支払う。
十三　償還金額	額面金額百円につき百円
十四　元金支払場所	日本銀行
十五　入札参加者	財務大臣から通知を受けた者
十六　払込期日	平成二十三年五月九日

○財務省告示第百八十六号

政府資金調達事務取扱規則（平成十一年大蔵省令第六号）第五条第十一項の規定に基づき、平成二十三年五月十三日に発行した政府短期証券の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十三年六月八日

財務大臣　野田　佳彦

一　名称及び記号	国庫短期証券（第百九十一回）
二　発行の根拠法律及びその条項	財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第七条第一項、財政融資資金法（昭和二十六年法律第百号）第九条第一項並びに特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第八十三条第一項、第九十四条第二項、第九十五条第一項、第百三十六条第一項及び第百三十七条第一項
三　振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
四　発行方法	価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行」という。）
五　募入決定の方法	各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。 イ　価格競争入札発行　各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。 ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。
六　発行額	イ　価格競争入札発行　額面金額で三兆二千六百二十四億四千万円 ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　額面金額で二千三百七十五億円
七　払込金額	イ　価格競争入札発行　三兆二千六百六億五千九百二十九万六千二百円